



私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の保守点検を通じて 住民の安心と安全を追求します。

「点検」は有資格者で みんなで協働すれば 一括大括り発注に対応できます。

## ◆◆◆ 共同宣伝活動報告 ◆◆◆



### 「建築保全業務共通仕様書」改定要望

平成 26 年 6 月 12 日(木)、理事長ほかで、急遽、担当部署である国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課との打合わせに上京しました。当日の会場である塩谷事務所(衆議院第二会館内)で、計画課長、保全指導室長、同補佐、同企画専門官の出席を得て、仕様書改定への要望書を提出しました。



▲塩谷事務所(衆議院第二議員会館内)

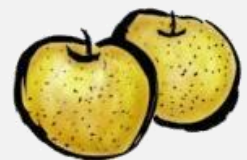


### 日本火災報知機工業会メンテナンス委員会出席

平成 26 年 6 月 18 日(水)13 時 30 分から、日本火災報知機工業会メンテナンス委員会にオブザーバーとして理事長ほかで出席しました。この委員会は火災報知機メーカーのメンテナンス担当部課長を中心に 20 人構成で、年 10 回程度、消防設備点検業務全般についての検討会を開催し、関係省庁等への改正要望をしております。当日の委員会では、当組合活動の説明を求められるなどして、今後の連携方策等々についての議論ができました。



▲日本火災報知機工業会会議室(東京都台東区新台東ビル内)



### 中部地区受注挨拶(静岡県庁舎、静岡市教委 3 ブロック)

平成 26 年 5 月 15 日(木)の静岡県庁舎入札では昨年に引続き 2 年目の受注を、同 6 月 25 日(水)の静岡市教委 4 ブロック入札では、その 1、その 2 ブロックを昨年に引続き 2 年目、更にその 4 ブロックを新たに受注し、計 3 ブロックの受注となりました。

中部地区での受注は、組合事業の更なる発展につながるものであり、同 6 月 26 日(木)理事長ほか役員が県・市へ受注挨拶に赴き、引き続き、全力で適正点検に取り組むことをお伝えしました。



▲静岡県経営管理部管財課



▲静岡市教育委員会教育施設課



## 山梨県消防設備協同組合（仮称）発起人会来所

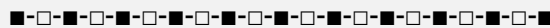


平成26年7月10日(木) 山梨県中小企業団体中央会経由で、山梨県内に組合設立機運があり、設立発起人代表等が当組合を視察したい旨の連絡がありました。日程を調整し、8月5日(火)13時00分から、当組合事務所でそれぞれの現状と課題を説明し、今後の活動方針等を協議しました。



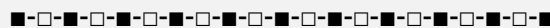
▲組合事務所

山梨県側出席者：近野発起人代表（日星株式会社）ほか2法人、齊藤中央会主任  
組合側出席者：西川理事長、杉山副理事長、中澤専務理事、古井中央会指導部長



▲静岡県議会議員控室

者保有状況を加味した「点検業者に対する総合評価項目」の導入等を行うなど、法令遵守を徹底した危機管理の確立についての尽力方をお願いしました。



## 官公需適格組合への受注機会増大要望

平成26年8月18日(月) 理事長ほかで中沢県議に要望しました。特に、理事長からは平成26年4月14日消防庁告示第14号での点検結果報告書の改正趣旨(点検者の所属する社名の記載)等を説明し、今後の業者指名基準には自社社員の当該点検に係る資格

者保有状況を加味した「点検業者に対する総合評価項目」の導入等を行うなど、法令遵守を徹底した危機管理の確立についての尽力方をお願いしました。

## 静岡市教委消防用設備等保守点検業務担当者会議



▲組合事務所

平成26年9月10日(水) 静岡市教委その1、その2、その4の担当者が組合事務所にて、業務実施方法等について打合わせを行いました。特に、平成26年4月14日消防庁告示第14号での点検結果報告書の改正趣旨(点検者の所属する社名の記載)を踏まえ市当局への提出書類等々は統一化を図ることとし、また、適正点検確保のための入札参加資格の見直しや4ブロック一括発注への要望等々について協議しました。



## ◆◆◆ 平成 26 年度官公需共同受注検査 ◆◆◆

今年度の官公需共同受注検査件数は、中部地区支部 9 か所西部地区支部 8 か所の計 17 か所となりました。昨年度と比較すると、静岡市教育委員会その 4 ブロックと静岡県立清水東高等学校ブロックの 2 か所が新たな増となりました。

検査体制は、中部・西部両地区支部管内共にそれぞれ 3 班体制（各班検査員 2 名）で、午前の部は 10 時から、午後の部は 13 時から実施しました。

今年度検査では、平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 14 号「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」の一部改正により、「別記様式第 1」及び「別記様式第 3」に新設された点検者の所属を明確化するための「点検者の所属する社名」欄の適正記載を重点的にチェックしました。

検査終了後、小田巻検査員長からは、「新規項目のごく一部には、記載ミス等があったが、大部分は合格。引き続き、幹事会社は適正点検の継続に努められたい。」旨の講評がありました。

なお、現地確認検査は、例年通り 12 月から 2 月にかけて実施します。

中部地区支部管内検査時には、建通新聞社の取材があり、9 月 26 日掲載されました。

### <中部地区支部管内>

検査日：9 月 19 日(金) 組合事務所内会議室

No.	検査先(幹事会社)	検査員
1	小笠山総合運動公園 (セルコ掛川)	小田巻、原
2	静岡県総合教育センター (セルコ掛川)	小田巻、原
3	浜松 VOR/DME 局舎 (日本防災システム)	加藤、藤田
4	静岡県庁舎 (鈴与技研)	稲垣、川坂
5	静岡県立清水東高校外 2 校 (富士消防機商会)	加藤、藤田
6	静岡県立榛原高校外 2 校 (セルコ静岡)	稲垣、川坂
7	静岡市教育委員会その 1 (鈴与技研)	加藤、藤田
8	静岡市教育委員会その 2 (セルコ静岡)	稲垣、川坂
9	静岡市教育委員会その 4 (富士消防機商会)	小田巻、原



### <西部地区支部管内>

検査日：9 月 26 日(金) 日興電気通信㈱内組合支所



No.	検査先(幹事会社)	検査員
10	浜松市教育委員会 (セルコ)	小田巻、川坂
11	静岡県立浜名高校ほか 25 校 (セルコ)	稲垣、原
12	浜松市消防局・消防署 (日興電気通信)	加藤、藤田
13	浜松市立中央図書館他 6 施設 (日興電気通信)	小田巻、川坂
14	静岡県立磐田農業高校外 8 校 (東海消防技研)	加藤、藤田
15	磐田市教育委員会 (小・中) (日興電気通信)	加藤、藤田
16	磐田市こども部 (幼・保) (東海消防技研)	稲垣、原
17	静岡県立掛川東高校ほか 7 校 (セルコ掛川)	稲垣、原

#### <平成 26 年度共同受注検査員>

検査員長 小田巻秀幸(鈴与技研)

検査員 稲垣憲幸(日本防火)、加藤幸雄(セルコ静岡)、藤田貴也(セルコ)  
原達也(日興電気通信)、川坂典弘(東海消防技研)

◆◆◆ 「消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書」の記載 ◆◆◆

標題については、平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 14 号により別記様式第 1 及び別記様式第 3 の一部が改正され、今後は、「点検者の所属する社名」を記載することとなりました。

今後の組合受注事業の記載は、社名欄には「静岡県消防設備保守点検(協)」と記載し、氏名欄には氏名の後に所属する会社名を、電話番号欄には所属する会社の電話番号を記載することに統一しました。

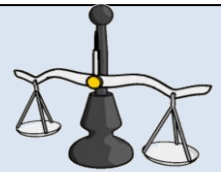
(改正前)

点 検 者						設 備 名	
住所	浜松市中区〇〇〇					消火器	
氏名	消防 太郎		電話番号 (053) 463-〇〇〇〇			屋内・外消火栓設備	
資格	消 防 設備士	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況		スプリンクラー設備
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		Ⓐ ・ 種 4 類 乙	静 岡 都 道 府(県)	9 年 10 月 20 日	静 岡 都 道 府(県)	23 年 10 月	
				第 0008 号			
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交 付 年 月 日	再 講 習 受 講 状 況		○ 粉 末 消 火 設 備
				交 付 番 号	受 講 年 月		○ 自 動 火 災 報 知 設 備
		特 殊		年 月 日	年 月		○ 非 常 警 報 器 具 及 び 設 備
				第 号			○ 避 難 器 具
		第 1 種		年 月 日	年 月		○ 誘 導 灯 及 び 誘 導 標 識
				第 号			( 漏 電 火 災 警 報 器 )
○ 第 2 種		22 年 5 月 8 日	27 年 3 月 (有効期限)		( )		
		第 236300555 号			( )		



(改正後)

点 検 者						設 備 名	
住所	浜松市中区〇〇〇		社 名	静岡県消防設備保守点検(協)		消火器	
氏名	消防 太郎 ○○○ (株)		電 話 番 号	(053) 463-〇〇〇〇		屋内・外消火栓設備	
資格	消 防 設備士	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況		スプリンクラー設備
				交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月	
		Ⓐ ・ 種 4 類 乙	静 岡 都 道 府(県)	9 年 10 月 20 日	静 岡 都 道 府(県)	23 年 10 月	
				第 0008 号			
	消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交 付 年 月 日	再 講 習 受 講 状 況		粉 末 消 火 設 備
				交 付 番 号	受 講 年 月		○ 自 動 火 災 報 知 設 備
		特 殊		年 月 日	年 月		○ 非 常 警 報 器 具 及 び 設 備
				第 号			○ 避 難 器 具
		第 1 種		年 月 日	年 月		○ 誘 導 灯 及 び 誘 導 標 識
				第 号			( 漏 電 火 災 警 報 器 )
○ 第 2 種		22 年 5 月 8 日	27 年 3 月 (有効期限)		( )		
		第 236300555 号			( )		



顧問弁護士 吉川友朗  
静岡法律事務所  
静岡市葵区馬場町 43-1  
TEL 054-254-3205  
FAX 054-253-5009

## 交通事故について (2)

前回に続いて、交通事故にあった場合に注意すべき点についてお話しします。交通事故によって怪我をした場合、当然治療を受け、その治療が長期間におよぶことはよくあることです。

治療が長期間におよぶと、加害者側の保険会社から治療の打ち切りを打診されることがあり、最終的には、加害者側の保険会社の独断で、治療費の支払いを打ち切られることさえあります。

こういった状況となった場合、加害者側の保険会社の言うとおりにしてしまい、治療をやめてしまう方もおられますが、医学的な観点からは治療が必要であるという判断がなされていれば、自費で治療は続けて下さい。

その理由は、医学的必要であるということは当然ですが、加害者側の保険会社の判断は、あくまでも一方当事者の判断であって、加害者側の保険会社の判断が正しいか否かは、最終的には裁判所が決定することだからです。

裁判所の判断の結果、治療が必要であるということになれば、自費で支払った治療費の支払いを受けることができます。

以上のようなことから、治療を続けることが必要です。

但し、裁判所の判断が必ず被害者に有利なものとなるかはわかりませんし、そもそも、医学的にみて、治療が必要ではない（症状が固定していて、これ以上治療しても回復は望めない）のであれば、治療費の支払いを求めることはできませんので、ご注意下さい。

いずれにしても、医学的な判断が重要な要素となり、その医学的な判断も医師によって異なることもあります。

よって、ご自身の主治医の判断は絶対のものではありませんので、主治医の判断に納得できないのであれば、別の医師の判断を仰ぐ（いわゆるセカンドオピニオン）ことも必要となってきます。

今回は、治療の打ち切りの問題を挙げましたが、これ以外にも、加害者側の保険会社は、一方的な判断をして、保険金の支払いを拒むことがあります。先程から述べているとおり、最終的な判断は裁判所が行うものであることを忘れずに、加害者側の保険会社のいいなりになる必要はないことを覚えておいて下さい。

## ◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

### ・ふじのくに交通安全県民フェア



今年度も、県くらし環境部くらし交通安全課から同フェア協賛団体としての要請を受け、安全対策という危機管理への共通認識から参加しております。組合としての出展ブースはありませんが、ご都合がつけばご家族で会場へ足をお運び下さい。

開催期日：平成 26 年 10 月 18 日(土)、19 日(日)

会 場：ツインメッセ静岡 南館・西館

### ・新規加入組合員

7月1日から 瀧防災（代表者 瀧 雅也 浜松市中区）

8月1日から （有）共同設備（代表者 高田寿治 静岡市葵区）

〃 太平エフ・イー・システム（株）（代表者 平野和真 静岡市駿河区）

〃 近藤設備（代表者 近藤晃弘 静岡市駿河区）

が新規組合員となりました。 宜しくお願ひします。





# 当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成 13 年 11 月 16 日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。

官公需法第 3 条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年 6 月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成 22 年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。



## 静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿

(平成26年10月現在)

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	セルコ(株) 本社 掛川営業所 湖西営業所	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256		水野 裕章	掛川市蓮ヶ谷	0537-22-0119
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818		瀧本 充弘	湖西市吉美	053-575-3119
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-689-2389	瀧防災	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(有)共同設備	高田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	中部防災工業(株)	松坂 博史	浜松市北区	053-438-3081
静岡ニッタン(株)	山口 礼弘	静岡市駿河区	054-281-2161	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	中村サービス(有)	中村 哲正	浜松市南区	053-442-1603
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	堀部 成治	静岡市駿河区	054-266-6762	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
平尾設備	平尾 鎌平	静岡市清水区	054-398-9502	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211				
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	理事長 西川和宏	セルコ(株)		
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	副理事長 杉山和幸	鈴与技研(株)		
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長 堀部莞爾	日興電気通信(株)		
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	専務理事 中澤慎作	事務局長兼務		
北沢防災設備(有)	北 沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理事 飯塚 勝	広伸防災(株)		
(株)北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303	理事 吉川友朗	静岡法律事務所		
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事 宇式三郎	(株)アオイテレテック		
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監事 土谷直人	ニッセー防災(株)		
				事務局職員 鷺巣節子			